

○福岡県田川地区消防組合行政不服審査会条例

〔平成29年12月27日〕
〔条例第7号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第4項の規定に基づき、福岡県田川地区消防組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、消防組合管理課において処理する。

(書面若しくは資料の写し等費用)

第9条 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項に規定する書面若しくは書面の写し又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理用に供されるものをいう。)の交付及び同法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録の交付(他の

法令において準用する場合を含む。)

- (1) 写しの交付 1枚10円(カラーの場合は20円)
- (2) 電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 1枚10円(カラーの場合は20円)
- (3) 電磁的記録の交付 前号に掲げる方法によって交付するとした場合で1枚10円として算定した額

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第11条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集に関する特例)

2 この条例の施行後初めて開かれる会議は、第7条の規定にかかわらず、管理者が招集する。

(任期の特例)

3 この条例の施行日後初めての任期は、第4条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。